

わらびょうデイサービスセンター 料金表（令和4年10月1日より）

サービス利用1日あたりの料金（契約書第6条）については、下記の料金表によって、契約者の要介護・要支援に応じた①介護給付費サービス基本料金及び②加算と③介護給付費対象外サービス（食事）をプラスした金額を支払い下さい。

① サービス基本料金

①-1基本料金＜要介護：認知症対応型通所介護＞																
サービス提供時間 事業所区分 要介護度	3時間以上4時間未満					4時間以上5時間未満					5時間以上6時間未満					
	基本単位	利用料 (円)	利用者負担額(円)			基本単位	利用料 (円)	利用者負担額(円)			基本単位	利用料 (円)	利用者負担額(円)			
			1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担	
併設型	要介護1	490	4,900	490	980	1,470	514	5,140	514	1,028	1,542	769	7,690	769	1,538	2,307
	要介護2	540	5,400	540	1,080	1,620	565	5,650	565	1,130	1,695	852	8,520	852	1,704	2,556
	要介護3	588	5,880	588	1,176	1,764	617	6,170	617	1,234	1,851	934	9,340	934	1,868	2,802
	要介護4	638	6,380	638	1,276	1,914	668	6,680	668	1,336	2,004	1,014	10,140	1,014	2,028	3,042
	要介護5	687	6,870	687	1,374	2,061	719	7,190	719	1,438	2,157	1,097	10,970	1,097	2,194	3,291
サービス提供時間 事業所区分 要介護度	6時間以上7時間未満					7時間以上8時間未満					8時間以上9時間未満					
	基本単位	利用料 (円)	利用者負担額(円)			基本単位	利用料 (円)	利用者負担額(円)			基本単位	利用料 (円)	利用者負担額(円)			
			1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担	
併設型	要介護1	788	7,880	788	1,576	2,364	892	8,920	892	1,784	2,676	920	9,200	920	1,840	2,760
	要介護2	874	8,740	874	1,748	2,622	987	9,870	987	1,974	2,961	1,018	10,180	1,018	2,036	3,054
	要介護3	958	9,580	958	1,916	2,874	1,084	10,840	1,084	2,168	3,252	1,118	11,180	1,118	2,236	3,354
	要介護4	1,040	10,400	1,040	2,080	3,120	1,181	11,810	1,181	2,362	3,543	1,219	12,190	1,219	2,438	3,657
	要介護5	1,125	11,250	1,125	2,250	3,375	1,276	12,760	1,276	2,552	3,828	1,318	13,180	1,318	2,636	3,954
①-2基本料金＜要支援：介護予防認知症対応型通所介護＞																
サービス提供時間 事業所区分 要介護度	3時間以上4時間未満					4時間以上5時間未満					5時間以上6時間未満					
	基本単位	利用料 (円)	利用者負担額(円)			基本単位	利用料 (円)	利用者負担額(円)			基本単位	利用料 (円)	利用者負担額(円)			
			1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担	
併設型	要支援1	428	4,280	428	856	1,284	448	4,480	448	896	1,344	666	6,660	666	1,332	1,998
	要支援2	475	4,750	475	950	1,425	497	4,970	497	994	1,491	742	7,420	742	1,484	2,226
サービス提供時間 事業所区分 要介護度	6時間以上7時間未満					7時間以上8時間未満					8時間以上9時間未満					
	基本単位	利用料 (円)	利用者負担額(円)			基本単位	利用料 (円)	利用者負担額(円)			基本単位	利用料 (円)	利用者負担額(円)			
			1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担	
併設型	要支援1	683	6,830	683	1,366	2,049	771	7,710	771	1,542	2,313	796	7,960	796	1,592	2,388
	要支援2	761	7,610	761	1,522	2,283	862	8,620	862	1,724	2,586	889	8,890	889	1,778	2,667

② 加算

②要支援・要介護						
加算・減算	基本単位	利用料 (円)	利用者負担(円)			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
入浴介助加算(Ⅰ)	40	400	40	80	120	1日につき
入浴介助加算(Ⅱ)	55	550	55	110	165	1日につき
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,000	100	200	300	3月につき1回を限度
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,000	200	400	600	1月につき200単位 ※個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき100単位
個別機能訓練加算	27	270	27	54	81	個別機能訓練を実施した日数
若年性認知症利用者受入加算	60	600	60	120	180	1日につき
栄養アセスメント加算	50	500	50	100	150	1月につき1回を限度
栄養改善加算	200	2,000	200	400	600	3月以内の期間に限り 1月に2回を限度
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20	200	20	40	60	1回につき20単位 (6月に1回を限度)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5	50	50	100	150	(Ⅰ)を算定できない場合のみ算定可能
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	1,500	150	300	450	3月以内の期間に限り 1月に2回を限度
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	1,600	160	320	480	3月以内の期間に限り 1月に2回を限度
ADL維持等加算(Ⅰ)	30	300	30	60	90	1月につき1回を限度
ADL維持等加算(Ⅱ)	60	600	60	120	180	1月につき1回を限度
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に(介護予防)認知症対応型通所介護を行う場合	-94	-940	-94	-188	-282	1日につき
事業所が送迎を行わない場合	-47	-470	-47	-94	-141	片道につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	220	22	44	66	サービス提供日数
科学的介護推進体制加算	40	400	40	80	120	1月につき1回を限度
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5/100(5%)	左記単位数	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の104/1000(10.4%)	左記単位数	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の31/1000(3.1%)	左記単位数	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
介護職員等ベースアップ等支援加算(Ⅰ)	所定単位数の23/1000(2.3%)	左記単位数	左記の1割	左記の2割	左記の3割	

<加算の要件>

●入浴介助加算（Ⅰ） 40 円/1 日

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助を実施します。

●入浴介助加算（Ⅱ） 55 円/1 日

上記の要件に加えて、医師等が契約者の居宅を訪問し、浴室における当該契約者の動作及び浴室の環境を評価し、この際、当該居宅の浴室が、当該契約者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行います。

その上で、当該事業所の機能訓練指導員等が共同し、居宅を訪問した医師等と連携の下で、当該契約者の身体の状態や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成し、当該計画に基づき、個浴その他の契約者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を実施します。

●生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 円/1 月（3 カ月に 1 回を限度）

訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（許可病床数 200 床未満のもの、または当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等します。

その上で理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場、又は ICT を活用した動画等により、契約者の状態を把握した上で、定期的に助言を行います。

●生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 円/1 月

訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士またはリハビリテーションを実施している医療提供施設（許可病床数 200 床未満のもの、または当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が契約者宅を訪問して行います。

※個別機能訓練加算を算定している場合は 100 円/1 月となります。

※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併用できません。

●個別機能訓練加算 27 円/1 日

サービス提供時間帯に 1 日 120 分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事するサービス従事者（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師）を 1 名以上配置し、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して、契約者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施します。

●若年性認知症利用者受入加算 60 円/1 日

契約者（65 歳未満）ごとに個別に担当者を定め、当該契約者の特性やニーズに応じたサービスを実施します。

●栄養アセスメント加算 50 円/月

当該事業所の従業者として、または外部（他の介護事業所、医療機関、介護保険施設、日本栄養士会や都道府県栄養士会が設置・運営する栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。また、契約者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該契約者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応します。さらに、契約者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用します。

※口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）、栄養改善加算との併算定はできません。

●栄養改善加算 200 円/回（月2回まで）

管理栄養士等により、契約者の栄養状態、摂食・嚥下機能の状態等に応じて、栄養ケア計画を作成し、栄養状態を改善するためのサービスを実施します。利用日に、栄養、摂食や嚥下に配慮した食事介助等を行います。また、3カ月を限度として実施しますが、所定の栄養状態の改善がない場合には、さらに継続してサービスを受けることができます。また、栄養改善のサービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問します。

●口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20 円/回 ※6カ月に1回を限度とする。

介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6カ月ごとに契約者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該情報を契約者を担当する介護支援専門員に提供します。

※栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算との併用はできません。

●口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5 円/回

契約者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を契約者を担当する介護支援専門員に提供します。

※栄養アセスメント加算、栄養改善加算または口腔機能向上加算を算定しており加算（Ⅰ）を算定できない場合にのみ算定可能となります。

●口腔機能向上加算（Ⅰ） 150 円/回（月2回まで）

看護職員等により、契約者の口腔機能の状態に応じて、口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔清潔、摂食・嚥下機能の向上等を図るためのサービスを実施します。3カ月を限度として実施しますが、評価の結果、口腔機能の向上がない場合には、さらに継続してサービスを受けることができます。

●口腔機能向上加算（Ⅱ） 160 円/回（月2回まで）

口腔機能向上加算（Ⅰ）の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報、そのほか口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用します。

●ADL 維持等加算（Ⅰ） 30 円/月

①契約者（評価対象利用期間が 6 カ月を超える者）の総数が 10 人以上であること。

②契約者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して 6 カ月目（6 カ月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、Barthel Index を適切に評価できる者が ADL 値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。

③利用開始月の翌月から起算して 6 カ月目の月に測定した ADL 値から利用開始月に測定した ADL 値を控除し、初月の ADL 値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値（調整済 ADL 利得）について、利用者等から調整済 ADL 利得の上位及び下位それぞれ 1 割の者を除いた者を評価対象契約者等とし、評価対象契約者等の調整済 ADL 利得を平均して得た値が 1 以上であること。

①、②、③の要件をすべて満たす場合、算定可能となります。

●ADL 維持等加算（Ⅱ） 60 円/月

①ADL 維持等加算（Ⅰ）の①と②の要件を満たすこと。

②評価対象利用者等の調整済 ADL 利得を平均して得た値が 2 以上であること。

①、②の要件をすべて満たす場合、算定可能となります。

●サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22 円/回

事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士 70%以上または勤続 10 年以上介護福祉士 25%のいずれかに該当する場合に加算。

●科学的介護推進体制加算 40 円/月

利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFE を用いて厚生労働省に提出していること。また、サービスの提供に当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

●中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 1カ月の総単位数×5%(0.05) (1カ月につき)

別に厚生労働大臣が定める地域（※）に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に加算となります。中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は区分支給限度基準額の対象外となります。

※①離島振興対策実施地域②奄美群島③豪雪地帯及び特別豪雪地帯④辺地⑤振興山村⑥小笠原諸島⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村地域⑨過疎地域⑩沖縄の離島

●介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1カ月の総単位数×10.4%(0.104) (1カ月につき)。

介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

●介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1カ月の総単位数×3.1%(0.031) (1カ月につき)。

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能がある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を勧めるための加算です。介護職員等特定処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

●介護職員等ベースアップ支援等加算（Ⅰ） 1カ月の総単位数×2.3%(0.023) (1カ月につき)。

政府の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、介護職員の処遇改善を勧めるための加算です。介護職員等特定処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

<その他の加算と減算及びその要件>

- 時間延長加算 9時間以上10時間未満の場合 50単位（※更に1時間延長ごとに50単位加算）
例：所要時間 7時間以上 9時間未満のサービス提供時間の前後に連続して日常生活上の世話（サービス）を実施した場合に、5時間を限度として算定されます。
- 同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合
1日つき94単位を減算します。
- 送迎を行わない場合（契約者が自ら通う場合、契約者の家族等が送迎を行う場合）に片道につき47単位を減算します。

③介護保険給付対象外サービス(全額自己負担)

※介護保険給付支給限度額を超えた介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供する場合

※昼食費 600円

※その他の日常生活費 実費

- (1) 契約者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合にかかる費用。
- (2) 契約者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用。

<その他の料金表補足事項>

- ※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画（介護予防サービス支援計画）及び（介護予防）認知症対応型通所介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、契約者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る（介護予防）認知症対応型通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、契約者の同意を得て、居宅サービス計画（介護予防サービス支援計画）の変更の援助を行うとともに（介護予防）認知症対応型通所介護計画の見直しを行いません。
- ※契約者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる（1～2時間程度の利用）場合は、当日の利用はキャンセル扱いとし、利用料は頂きません。
- ※サービス提供時間が2時間以上3時間未満の（介護予防）認知症対応型通所介護を行う場合は4時間以上5時間未満の単位数×63/100の単位数に基づく料金となります。